

第7回 野洲市総合計画審議会 会議結果の概要

日 時：平成23年8月31日（水）午後2時00分～午後5時45分

場 所：野洲市市民活動支援センター ホール

出席委員：17名（欠席委員12名）

1. 開会

2. 会議の成立確認

3. 審議事項

①総合計画見直し案(庁内意見による文言の修正等)について

②総合計画見直し案(第5章・人口フレームと土地利用)について

*人口フレームについては、社会増減を含めた将来推計と自然増減のみの推計をそれぞれ示している。

*土地利用について、「交通結節拠点」「副都市拠点」といった固有の表現から「拠点を中心としたコンパクトな都市空間」といった表現に修正した。

*土地利用について、「ゾーン」という用語を「地域」と置き換えた。また、イメージ図も元々の形に戻した上で、それぞれの地域の範囲が重なりあうよう広めにしている。

<主な意見等>

*都市基盤について、景観への配慮と都市の拠点整備が相反するものように書かれているので、景観への配慮が都市整備にもつながるといった表現にしてほしい。

*土地利用の中で、3つのゾーンの名称が地域に置き換えられているが、項目名が「ゾーン別整備方針」となっているので、「土地利用整備方針」といった文言にしてはどうか。

③総合計画見直しに係る委員意見への対応について

*第6章基本目標6と第7章については、委員から多くの意見をいただいたため、再度事務局で検討し、修正案を提示している。

*自治会役員を育成するための行政支援が必要だという意見をいただいたが、そのためには、行政だけではなく、自治会を巻き込んだ議論をしていく必要がある。

*進捗管理に関して、見直しの根拠となるデータがないため、評価指標の見直しは行わない。その代わりに、計画の中間年に当たる平成25年にはデータを収集し、設定している指標の妥当性を含めて検討する。

*土地利用の推進に関する施策の中で、「すべての人の参画と合意に基づいて検討する」としていたが、「市民の参画と合意」という表現に置き換える。

*安全に関する項目で、原発被災者が受ける差別に関する問題も記載してはどうかという意見があったが、人権の項目の「新たな人権問題の発生」に含まれるものと考え、安全の項目では記載しないこととする。

*母体の保護や不妊に悩む夫婦の支援といった記述がないことについては、こうした支援の具体的な内容は分野別計画の「次世代育成プラン」の中で記載されているためである。

*人権の項目で、高齢者虐待や児童虐待などを個別に取り上げるべきという意見があったが、これは子育てや高齢者福祉の中で取り上げているため、重複して追加はしない。

<主な意見等>

- *自治会の運営支援や人材の活用というのは非常に重要な問題であり、総合計画の中で取り上げるためには、もっと議論を重ねる必要があるだろう。
→具体的などころまで落とし込んでいくことはできないが、今後の課題として重要であることを示すために、想定される主な取り組みとして挙げることにする。
- *自治会活動に関連して、民間企業に勤める人も自治会や地域活動などに参加できるようにしていく必要がある。
- *地域福祉の観点などから、必要な情報については共有することが求められるが、個人情報保護法の縛りが厳しく、なかなか地域住民の情報を得ることができない。
→必要な情報を共有できるようにすることを目的として、積極的な情報公開を進めるということに記載する。
- *広報・広聴の充実に関連して、高齢者や障がい者への配慮が必要という意見があったが、在住外国人に対しても、同様の配慮が求められるということを踏まえて、想定される主な取り組みに追加してはどうか。
- *高齢者や障がい者の介護、介助の問題に関しては、家族など介護する人への支援についても、もっと盛り込むべきではないか。
- *前回の審議会で「思いやり」という言葉を使わずに「社会性」としてはどうかという議論があったが、子どもの教育という点からすると、やはり「思いやり」という表現をすべきだろう。
- *現行計画や都市計画マスタープランにある「庭園都市空間」というイメージは、野洲市をアピールする要素として打ち出していく。
- *進捗管理に関して、現行計画で用いられていた「行政評価」という言葉がなくなっているが、行政評価を行わないということはないのではないかと。
→行政評価という言葉は用いていないが、PDCAサイクルによる進捗管理や、市民との情報共有といった評価の手法については記載している。
- *総合計画を策定する前提となるまちづくり基本条例の前文を抜粋し、第4章に記載する。まちづくり基本条例があることによって、総合計画がつくられているということを周知する。

④審議会答申文書について

- *総合計画の審議会案に添付する答申文書の案を提示した。

<主な意見等>

- *「わかりやすく周知する」という文章では意味が通じないため、修正すべきではないか。

4. 協議事項

①審議結果の最終取りまとめと答申について

- *今回の審議会を踏まえて再度原稿を修正し、9月12日に開かれる第8回審議会で最終的な内容の確認を行う。
- *第8回審議会において大きな修正がなければ、最終確認の後、市長への答申を行う。

5. その他

6. 閉会